


県税の納付場所（各種の窓口）とその他便利な納税方法

● 窓口での納付場所

- 県税事務所
- 自動車税管理事務所（自動車税（軽自動車税）環境性能割および自動車税種別割に限ります。）
- 金融機関（本・支店）

銀行	横浜、スルガ、みずほ、三菱UFJ、三井住友、りそな、群馬、きらぼし、第四、山梨中央、北陸、静岡、東日本、東京スター、神奈川、大光、静岡中央、三菱UFJ信託、みずほ信託、三井住友信託、新生、あおぞら
信用金庫	横浜、かながわ、湘南、川崎、平塚、さがみ、中栄、中南、さわやか、芝、西武、城南、世田谷、多摩、山梨
信用組合	神奈川県医師、神奈川県歯科医師、横浜幸銀、横浜華銀、ハナ、小田原第一、相愛
その他	県内農業協同組合、商工組合中央金庫、中央労働金庫、神奈川県信用農業協同組合連合会

- ゆうちょ銀行および郵便局（神奈川県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都および山梨県内）

備考 ペイジーマーク  が印刷されている納税通知書（納付書）で納付される場合は、全国のゆうちょ銀行（郵便局）の窓口で納付することができます。

- コンビニエンスストア（自動車税種別割、個人事業税および不動産取得税に限り利用できます。）
くらしハウス、コミュニティ・ストア、スリーエイト、生活彩家、セイコーマート、セブン-イレブン、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ハマナスクラブ、ファミリーマート、ポプラ、ミニストップ、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ヤマザキデイリーストア、ローソン、MMK設置店（ただし、無人端末機を除く。）

備考 1 バーコードが印刷されている納付書に限ります。
2 納付書 1 枚につき納付額が30万円までのお取扱いとなります。

● 電子納税


- 地方税共通納税システムを利用した納税

eLTAX(地方税ポータルシステム) で電子納税の手続をした法人県民税、法人事業税および特別法人事業税または地方法人特別税は、地方税共通納税システムを利用してダイレクト方式等により納付することができます。

注意事項 領収証書は発行されません。

※ 詳しくは、県税ホームページ「県税便利帳」をご覧ください。

- Pay-easy(ペイジー)を利用した納税

ペイジーマーク  が印刷されている自動車税種別割、個人事業税および不動産取得税の納税通知書（納付書）は、ペイジーを利用して、インターネットバンキング・モバイルバンキング・ATM（現金自動預払機）から納付することができます。

注意事項 領収証書は発行されません（納税証明書も送付しません。）。

※ インターネットバンキングなどの接続や操作方法、ATMの設置場所や操作方は金融機関によって異なります。詳しくは、ご利用の金融機関にお問い合わせください。

- ・ インターネットバンキングおよびモバイルバンキングでの納付
利用できる金融機関については、県税ホームページ「県税便利帳」の「Pay-easy(ペイジー)」を利用して納付できる金融機関」のページをご覧ください。
- ・ A T Mでの納付
横浜銀行、みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、群馬銀行、ゆうちょ銀行(郵便局)、神奈川県信用農業協同組合連合会および県内の農業協同組合(厚木市、かながわ西湘、県央愛川、さがみ、相模原市、湘南、セレサ川崎、神奈川つくい、秦野市、三浦市、よこすか葉山、横浜)に設置されているペイジー対応のA T Mで納付することができます。

■ インターネットを利用したクレジットカード納税

自動車税種別割は、パソコン、スマートフォン等を使用して、インターネットサイトから24時間いつでも納税できます。次のブランドマークがあるクレジットカードが利用可能です。



- ・ 県税事務所やコンビニエンスストアの窓口では、クレジットカードでの納税はできません。
- ・ クレジットカードで納税できるのは納税通知書に記載の納期限までです。
- ・ 決済手数料がかかります(1台につき300円(税別))。

注意事項 領収証書は発行されません(納税証明書も送付しません。)

※ 現在、口座振替・自動払込みによる自動車税種別割の納税手続をされている方は、口座振替・自動払込みの解除手続を行った後でなければクレジットカードでは納税できません。

令和3年度にクレジットカードによる納税を希望される方は、令和3年3月末までに、現在ご利用中の口座振替・自動払込みの解除手続を完了してください。

※ 継続払いはできません。送付される納税通知書の内容に沿って、毎年手続をしていただく必要があります。

※ 詳しくは、県税ホームページ「県税便利帳」をご覧ください。

■ LINE Pay(ラインペイ)を利用した納税

自動車税種別割、個人事業税および不動産取得税は、「LINE Pay」の「請求書支払い」を利用して納税できます。「LINE Pay」による納税手続は、スマートフォンアプリ「LINE」を用いて、納付書のバーコードを読み取ることで行います。

- ・ 納付額が30万円以下の納付書のみ利用できます。
- ・ 県税事務所やコンビニエンスストアの窓口では、「LINE Pay」での納税はできません。

注意事項 領収証書は発行されません(納税証明書も送付しません。)

※ 現在、口座振替・自動払込みによる個人事業税または自動車税種別割の納税手続をされている方は、口座振替・自動払込みの解除手続を行った後でなければ「LINE Pay」では納税できません。

※ 詳しくは、県税ホームページ「県税便利帳」をご覧ください。

● 口座振替・自動払込みによる納税

個人事業税および自動車税種別割は、銀行などの口座振替や、ゆうちょ銀行(郵便局)の自動払込みにより納税できます。

口座振替や自動払込みを利用される方は、預(貯)金口座がある取扱金融機関、県税事務所または自動車税管理事務所(自動車税種別割のみ)へ口座振替依頼書・自動払込利用申込書(取扱金融機関や県税事務所などに備えてあります。)を提出してください。

■ 取扱金融機関………47ページに記載の金融機関のほか、全国のゆうちょ銀行(郵便局)

■ 利用可能な預貯金……当座預金、普通預金、納税準備預金、納税貯蓄組合預金および通常貯金

※ 納税者ご本人名義の預(貯)金口座またはご本人が指定された口座に限ります。

県税の納税証明書

県税の納税証明書（証紙徴収によるものなど、一定のものを除きます。）が必要な場合には、県税事務所等（自動車税管理事務所は自動車税種別割のみ）に請求することにより交付を受けることができます。

● 自動車税種別割納税証明書（継続検査・構造等変更検査用）

自動車の車検（継続検査または構造等変更検査）の際に必要な自動車税種別割の納税証明書の提示は省略できます。

国土交通省（運輸支局等）と都道府県のシステムを連携させることにより、自動車税種別割の納税確認が電子化されたことによるものです。

注意事項

- 自動車税種別割の納付後、電子的に納税確認が可能となるまでには、一定の期間（約 10 日間。ただし、クレジットカードで納税した場合はおおむね14日（最大3週間））が必要です。

納付後すぐに車検を受ける場合には、これまでどおり、県が発行する納税証明書が必要となります。

納税通知書（納税証明書付きの納付書）で、金融機関の窓口やコンビニエンスストアなどで納めていただくと、納税通知書の右片が「納税証明書」として使用できます。

- 電子納税を利用して納税した場合は、車検（継続検査または構造等変更検査）用の納税証明書は送付しませんのでご注意ください。

車検用納税証明書が必要な場合は、最寄りの県税事務所または自動車税管理事務所で交付を受けることができます。なお、この場合には、交付手数料はかかりません。

■ 請求方法

次の項目を控えたメモなどをご用意のうえ、県税事務所等（56 ページ参照）へ交付請求してください。

- ・ 自動車のナンバープレートの番号
- ・ 自動車の車台番号
- ・ 登録名義人の住所
- ・ 登録名義人の氏名

郵送で請求する場合は、上記の4項目とともに、車検用の納税証明書の交付を受けたい旨と昼間連絡がとれる電話番号をメモ用紙などに記載のうえ、切手をはった返信用封筒（信書便もご利用いただけます。）を同封して、県税事務所等にお送りください。

● そのほかの納税証明書

お住まいの地域や事業所などの所在地にかかわらず、県内の県税事務所であれば交付を受けることができます。なお、自動車税管理事務所は自動車税種別割のみの取扱いとなります。

■ 請求方法

次の必要書類などをご用意のうえ、県税事務所等（自動車税管理事務所は自動車税種別割のみ。56ページ参照）へ交付請求してください。

- ・ 納税証明書交付請求書(窓口に用意してあります。また、県税ホームページ「県税便利帳」の「納税証明書の請求方法について」のページからダウンロードできます。)
- ・ 印鑑(納税証明書交付請求書に押印していただきます。個人の場合は認印、法人の場合は代表者印(法務局に登録している代表者印)となります。)

※ 請求者が個人の場合の押印は、請求者本人であることが本人確認書類により確認でき、納税証明書交付請求書に請求者本人の自署があれば、省略できます(委任状への押印や、請求者が法人の場合の押印については省略できません。)

- ・ 交付手数料(1件につき400円。税目、事業年度、課税客体ごとにそれぞれ1件として数えます。)
- ・ 窓口においでになる方の本人確認書類(運転免許証、健康保険証など)
- ・ 委任状(代理人の方が請求する場合)

郵送で請求する場合は、納税証明書交付請求書(必要事項を記載して、押印のうえ、交付手数料分の神奈川県収入証紙をはったもの)に、切手をはった返信用封筒(信書便もご利用いただけます。)を同封して、県税事務所等(自動車税管理事務所は自動車税種別割のみ)まで郵送してください。

県税を期限までに納めないと

● 延滞金

納期限までに県税を納めないときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じて延滞金が加算されます。

また、県税事務所等からは文書や電話で納税の催告を行いますが、それでも納めていただけない場合は、財産(預金・給料・売掛金・不動産など)の差押えなど、やむを得ず滞納処分を行うこととなります。

● 加算金

県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割、県民税利子割、法人事業税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、自動車税(軽自動車税)環境性能割、軽油引取税について、事実より少なく申告をしたり、申告をしなかったり、また税を免れようとした場合に徴収されます。